

新潟県条例第7号

旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県手数料条例の一部改正)

第1条 新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
(1) 知事政策局関係					(1) 知事政策局関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
3	削除				3	旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正に係る事務	一般旅券記載事項訂正事務手数料		1件につき 200円
(略)					(略)				
(2)～(9) (略)					(2)～(9) (略)				

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号を削る。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(1) 知事政策局関係			(1) 知事政策局関係		
事	務	市町村	事	務	市町村
旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)	旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		
(6) (略)			<u>(6) 法第10条第1項ただし書の規定による記載事項の訂正の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u>		
			<u>(7) (略)</u>		

<u>(7)</u> (略)		<u>(8)</u> (略)	
<u>(8)</u> (略)		<u>(9)</u> (略)	
<u>(9)</u> (略)		<u>(10)</u> (略)	
<u>(10)</u> (略)		<u>(11)</u> (略)	
(2)～(9) (略)		(2)～(9) (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。